

小牧市都市景観審議会運営規程

平成16年10月18日
16小都第159号

(趣旨)

第1条 この規程は、小牧市都市景観条例施行規則（平成13年小牧市規則第16号。以下「規則」という。）第15条の規定に基づき、小牧市都市景観審議会（以下「審議会」という。）の運営に関する事項を定めるものとする。

(会長の選出)

第2条 会長の選出は、規則第12条第1項に定めるもののほか、委員中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。

(会長の任期等)

第3条 会長の任期は、委員の任期とする。

2 会長がその職を辞任し、又は委員を退任したとき、その他会長が欠けたときは、次回の審議会において、会長の選出をするものとする。

(会議の招集)

第4条 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、招集の期日の3日前までに、あらかじめ議案、日時及び場所を各委員に通知しなければならない。

(会議の公開等)

第5条 審議会の会議は、これを公開するものとする。ただし、審議会が非公開する旨を議決した場合は、この限りでない。

2 会議の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(議案の説明者)

第6条 会長は、議案に関係のある市の職員を会議に出席させ、議案について説明させることができる。

(議事録)

第7条 審議会の会議については、議事録を作成し、会長が指名した委員2名がこれに署名押印するものとする。

2 公開した会議の議事録は、小牧市情報公開条例（平成12年小牧市条例第39号）第7条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）が記録されているものを除き、その写

しを市民の閲覧に供するものとする。

- 3 非公開とした会議の議事録に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分の議事録の公開について、当該会議で決定した場合に限り、その写しを市民の閲覧に供することができるものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めのない事項については、会長が定める。

附 則

この規程は、平成13年11月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月18日から施行する。